国会公契第１５号
令和８年９月１８日

各地方整備局長　　殿

国土交通事務次官
（公印省略）

「工事請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）の一部を別紙のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

別　紙

○工事請負業者選定事務処理要領

建 設 省 厚 第 ７ ６ 号
昭和４１年１２月２３日

・最終改正　　令和８年９月１８日国会公契第１５号

（目的）

第１　地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。以下同じ。）の所掌する工事（道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業を含む。以下同じ。）の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和５５年大蔵省令第４５号）、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成１３年国土交通省訓令第６０号。以下「会計規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（一般競争参加資格）

第２　地方整備局の長（以下「部局長」という。）は、会計規則第３４条第１項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）を定めるときは、次の各号によるものとする。

一　次のイからへまでに掲げる者でないこと。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争に参加する者（以下「道路清掃作業参加者等」という。）については、イからニまで及びへに掲げる者でないこと。

イ　令第７０条に該当する者

ロ　令第７１条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

ハ　経営状態が著しく不健全であると認められる者

ニ　第５の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ホ　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による許可及び同法第２７条の２３第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争参加資格審査（会計規則第３４条第４項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。）にあっては告示（平成２０年国土交通省告示第８５号をいう。以下同じ。）第一の一の２に規定する審査基準日が第６第一号の部局長が定める期間の末日の１年７月前の日より後のもの、随時の一般競争参加資格審査にあっては告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。次号

において同じ。）を受けていない者

へ　共同企業体で、その構成員にイからホまで（道路清掃作業参加者等については、イからニまで）に該当する者を含むもの

二　次のイに掲げる客観的事項（共通事項）の項目（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及びロに掲げる主観的事項（特別事項）の項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与し、第３に掲げる工事種別（第三号、第六号及び第九号から第二十二号までを除く。）ごとに、予定価格に対応する等級の区分（以下「等級区分」という。）を定めること。

イ　客観的事項（共通事項）

（イ）　一般競争参加資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度の希望工事種別（当該申請に係る一般競争に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとの年間平均完成工事高

（ロ）　告示第一の一の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第一の三の１（一）から（六）までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は２までとする。）

（ハ）　告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別ごとの年間平均元請完成工事高

（ニ）　告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

ロ　主観的事項（特別事項）

（イ）　定期の一般競争資格審査の認定をする年の前年の１０月１日（以下「主観的事項の審査基準日」という。）の前日までの４年間における地方整備局又は官庁営繕部発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績（技術的難易度を勘案したもの）

（ロ）　主観的事項の審査基準日の前日までの４年間における都道府県発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

（工事種別）

第３　工事種別は、次の各号に掲げるものとする。

一　一般土木工事（土木に関する工事のうち次号から第四号まで、第七号から第十七号まで、第十九号及び第二十二号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）

二　アスファルト舗装工事

三　鋼橋上部工事

四　造園工事

五　建築工事（建築に関する工事のうち次号から第八号まで、第十号、第十二号、第十八号及び第十九号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）

六　木造建築工事

七　電気設備工事

八　暖冷房衛生設備工事（空気調和設備工事を含む。以下同じ。）
九　セメント・コンクリート舗装工事
十　プレストレスト・コンクリート工事
十一　法面処理工事
十二　塗装工事
十三　維持修繕工事（河川又は道路の維持又は修繕工事をいう。以下同じ。）
十四　河川しゅんせつ工事
十五　グラウト工事
十六　杭打工事
十七　さく井工事
十八　プレハブ建築工事
十九　機械設備工事（機械設備に関する工事のうち第七号、第八号、第二十号及び第二十一号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）
二十　通信設備工事
二十一　受変電設備工事
二十二　橋梁補修工事

（等級区分）
第４　第２第二号の等級区分は、次の各号に掲げるところによるものとする。
一　一般土木工事

予定価格	等級
８億２，０００万円以上	A
３億４，０００万円以上　８億２，０００万円未満	B
７，０００万円以上　３億４，０００万円未満	C
７，０００万円未満	D

二　アスファルト舗装工事

予定価格	等級
１億４，０００万円以上	A
６，０００万円以上　１億４，０００万円未満	B
６，０００万円未満	C

三　造園工事

予定価格	等級
３，０００万円以上	A
３，０００万円未満	B

四　建築工事

予定価格	等級
８億２，０００万円以上	A
３億４，０００万円以上　８億２，０００万円未満	B
７，０００万円以上　３億４，０００万円未満	C

７，０００万円未満	D

五　電気設備工事

予定価格	等級
２億３，０００万円以上	A
６，０００万円以上　２億３，０００万円未満	B
６，０００万円未満	C

六　暖冷房衛生設備工事

予定価格	等級
２億３，０００万円以上	A
６，０００万円以上　２億３，０００万円未満	B
６，０００万円未満	C

２　部局長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、前項各号の等級区分の変更（等級区分の数の減少を含む。以下この項において同じ。）をし、又は等級区分を設けないことができるものとする。ただし、等級区分を変更する場合において、変更後の等級区分の最上位の予定価格の下限の金額は、前項各号の等級区分の最上位の予定価格の下限の金額をこえてはならないものとする。

一　特定の工事種別に属する工事の請負契約に係る一般競争参加資格を有する者の数が著しく少数である場合

二　特定の工事種別に属する工事の発注予定件数が著しく少数である場合

三　前項各号の等級区分のうちの特定の等級区分に含まれる発注予定工事の件数が著しく多数若しくは少数（零を含む。）である場合

（一般競争参加資格審査の実施）

第４の２　一般競争参加資格審査は、２年に１回定期の一般競争参加資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

（一般競争参加資格の資格審査申請書等）

第５　部局長は、一般競争参加資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）に対し、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（以下「資格審査申請書」という。）（様式１）を提出させるものとする。

２　資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

一　申請者が、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号。以下「規則」という。）第２１条の４に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別に分割して申請するとき、及び総合評定値通知書に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式２）

二　業態調書（様式３）

三　営業所一覧表（様式４）

四　申請者が共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し

五　申請者が共同企業体であって、客観的事項及び主観的事項について算定した点数の調整（共同企業体の資格審査要領（昭和３７年１１月２７日付け建設省発計第７９号）４に規定する客観点数及び主観点数の調整をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

六　申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が２４箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入あったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

七　申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書面

八　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の３））

ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書（様式５）を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書（様式６）を納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができない場合や納税額について係争中の場合（係争部分以外の租税を除く）など、国税規則別紙第９号（その３）、（その３の２）又は（その３の３）を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

九　総合評定値通知書の写し

3　申請者がインターネットを使用して申請する場合（以下「インターネット方式」という。）は、第１項及び第２項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを入力画面上において作成し、送信させ、建設業法第２７条の２９第１項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第八号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。

なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第八号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。

4　申請者が共同企業体であってその構成員のうちに一般競争参加資格審査の申請をしていない者があるときは、当該構成員に係る第２第二号イの（イ）に掲げる項目について記載した書類並びに第２項第一号に掲げる書類を当該共同企業体に係る同項の書類とともに提出させるものとする。

5　申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争に参加を希望する者であって建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであると

きは、規則第１９条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第１９条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第１９条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第１９条の８第１項の工事経歴書に準ずる書類を提出させるものとする。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１６年法律第１２４号）第５３条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第５２条の規定による改正前の商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）に規定する商業登記簿謄本を含む。）又はこれの写しを提出させるものとする。

（資格審査申請書等の提出期限）

第６　資格審査申請書又は資格審査申請用データの提出期限は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　定期の一般競争参加資格審査にあっては、当該審査の認定をする年の前年の12月から当該審査の認定をする年の１月までの間で部局長が定める期間

二　随時の一般競争参加資格審査にあっては、随時

（資格審査申請書等の提出方法）

第６の２　第５第１項及び第４項及び第５項までの規定による提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

一　文書持参方式（定期の一般競争参加資格審査を除く。）

二　文書郵送方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）

三　電子メール方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）

２　インターネット方式による場合における第５第２項第八号に掲げる書類の提出は、申請案内ホームページから送信をさせるものとする。

３　第５第１項及び第４項及び第５項までの規定による提出は、申請者が２以上の部局長による一般競争参加資格審査を希望するときは、当該申請者の本社（本店）の所在地を受付担当部局（別表に掲げるところによるものとする。第１３第４項において同じ。）とする部局長に対して行わせるものとする。

（一般競争参加資格審査）

第７　部局長は、会計規則第３４条第４項の規定により申請者の一般競争参加資格審査を行うときは、次の各号によるものとする。

一　第２第一号に定める資格を有しない者については、一般競争参加資格がないと認定する。

二　前号に掲げる者以外の者については、希望工事種別ごとに、第２第二号の総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級区分を設けている工事種別については当該工事種別ごとの等級別発注件数分布率を基準とし、かつ、等級ごとに必要な工事施工能力を勘案して高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争参加資格があると認定し、等級区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争参加資格があると認定する。なお、等級区分を設け

ている工事種別のうち、一般土木工事、アスファルト舗装工事及び造園工事においては、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和４１年１２月２３日付け建設省厚第７９号）第４の規定に基づき計算した技術評価点数が零点の者は、最下位等級とする。

２　部局長は、当該２会計年度における事業費、事業内容等及び過去における工事規模別発注件数の分布状況を勘案して前項の等級別発注件数分布率を定めるものとする。

（審査会）

第８　部局長は、一般競争参加資格審査の予備審査を行うため、競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）を設けるものとする。

２　審査会の会長は部局長とし、審査員は、地方整備局の部長及び当該地方整備局の職員の中から部局長が指名した者とするものとする。

３　審査会は、２年に１回定期の審査会の会議を開くものとし、会長が必要と認めるときは、随時、審査会の会議を開くことができるものとする。

４　審査会の会議は会長が招集するものとし、会長及び審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

（一般競争参加資格の有効期間）

第９　第７第１項の規定により認定された一般競争参加資格の有効期間は、当該一般競争参加資格が認定されたときから次期の定期の一般競争参加資格審査に基づく一般競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

（有資格業者名簿の様式）

第１０　部局長は、会計規則第３４条第４項の規定により名簿を作成するときは、有資格業者名簿（様式特２）により行うものとする。

（有資格業者の名簿等の送付）

第１１　部局長は、第１０の有資格業者名簿を作成したときは、当該地方整備局所属の契約担当官等（会計法第２９条の３第１項に規定する契約担当官等をいい、工事の請負契約を締結しない契約担当官等を除く。以下同じ。）及び国土交通省大臣官房会計課長に当該名簿を送付するものとする。

２　部局長は、前項の名簿を国土交通省大臣官房会計課長に送付するときは、当該名簿に、第７第１項の規定により一般競争参加資格があると認定した者（以下「有資格業者」という。）のうち共同企業体、協業組合、企業組合及び事業協同組合（中小企業等協同組合法による事業協同組合をいう。）について、それぞれその数等を記載した調書（様式特３又は様式特４）を添付するものとする。

（一般競争参加資格認定通知書の様式）

第１２　部局長は、会計規則第３４条第６項の規定により通知をするときは、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特５（イ）及び（ロ））により行うものとする。

２　部局長は、前項の通知を電子メールにより送付する場合は、様式特５（イ）及び（ロ）に定める事項を、申請者が確認できる方法により行うものとする。

（変更等の届出）

第１３　部局長は、申請者又は有資格業者が建設業法第１２条（第１７条において準用する場合を含む。）各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届出させるものとする。

２　部局長は、申請者又は有資格業者（共同企業体である者を除く。）が第２第一号イ又はホ（道路清掃作業参加者等についてはイ）に該当することとなったとき、及び共同企業体である申請者又は有資格業者がその構成員に第２第一号イ又はホ（道路清掃作業参加者等についてはイ）に該当する者を含むこととなったときは、速やかに、その旨を届出させるものとする。

３　部局長は、有資格業者に第１２の通知をした後において、次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、速やかに、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式7）によりその旨を届け出させるものとする。

一　住所、電話番号、ファクシミリ番号又はメールアドレス

二　商号又は名称

三　法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名

四　本社（本店）以外の営業所（一般社団法人又は一般財団法人にあっては、事務所。以下この号において同じ。）の名称、所在地、電話番号又はファクシミリ番号（営業所の新設又は廃止の場合を含む。）

五　本店又は営業所の経営事項審査を受けた建設業許可工事種別、許可の区分又は建設業許可番号

六　資本関係に関する事項又は役員の兼任に関する事項

七　国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

４　前３項の規定による届出は、申請者又は有資格業者の本社（本店）の所在地を受付担当部局とする部局長に対して行わせるものとする。

５　部局長は、前項の届出があったときは、その内容を当該地方整備局所属の契約担当官等に通知するものとする。

（一般競争参加資格の認定の取消し等）

第１４　部局長は、有資格業者が第２第一号イからへまでの一に該当することとなったとき又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたと認められるときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

２　部局長は、有資格業者から第１３第１項の届出があったとき又は一般競争参加資格の辞退の申出があったときは、直ちに、一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。

３　部局長は、前２項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、一般競争参加資格認定取消通知書（様式特６）により当該有資格業者又は建設業法第１２条（第１７条において準用する場合を含む。）各号の一に掲げる者にその旨を通知するとともに、第１０の有資格業者名簿から当該有資格業者に係る記載事項を抹消すべき旨を当該地方整備局所属の契約担当官等及び国土交通省大臣官房会計課長に通知するものとする。

（指名競争参加資格）

第１５　部局長は、会計規則第３６条第１項の規定により指名競争に参加する者に必要な資

格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

（指名基準）

第１６　部局長は、会計規則第３７条第１項の規定により指名競争に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）を定めるときは、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとするときは、当該工事の予定価格の等級に属する有資格業者で発注予定工事の予定価格に相応するものの中から指名しなければならない。

二　契約担当官等は、前号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的小さく、技術的難易度が比較的低いものにあっては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

三　契約担当官等は、第一号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的大きく、技術的難易度が比較的高いものにあっては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。

四　契約担当官等は、第一号の有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の予定価格に応じ、直近の上位又は下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。この場合において、第一号の規定により指名する者がないとき又は僅少であるときを除き、第一号の規定により指名する者の数を競争に参加する者の数の２分の１以上としなければならない。

五　契約担当官等は、第一号及び前号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、第一号の有資格業者の２等級下位の等級に属する有資格業者で工事成績が特に優秀なものを指名することができる。

六　契約担当官等は、特別の技術を要する工事に係る請負契約については、第一号及び第四号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格業者で２等級以上上位の等級に属するもの（以下「上位業者」という。）を、あらかじめ、上位業者指名承認申請書（様式特７）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けて指名することができる。この場合において、国土交通大臣の承認を受けようとする者が地方整備局の事務所の契約担当官等であるときは、上位業者指名承認申請書は部局長を経由して提出するものとする。

七　契約担当官等は、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事に係る請負契約については、第一号及び第四号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格業者で２等級以上上位の等級に属するものを指名することができる。

八　契約担当官等は、競争に参加する者を指名しようとするときは、次のイからチまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

イ　不誠実な行為の有無

ロ　客観的事項の審査基準日以降における経営状況

ハ　主観的事項の審査基準日以降における工事成績

ニ　当該工事に対する地理的条件
ホ　手持ち工事の状況
ヘ　当該工事施工についての技術的適性
ト　客観的事項の審査基準日以降における安全管理の状況
チ　客観的事項の審査基準日以降における労働福祉の状況

（地方整備局入札・契約手続運営委員会）

第１７　地方整備局に、別に定めるところにより、部局長が定める額以上の工事を一般競争に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無並びに指名競争に付そうとする場合における競争参加者の指名並びに当該工事の請負契約を随意契約によろうとする場合の相手方の決定について調査審議する地方整備局入札・契約手続運営委員会を置くものとする。

（契約状況の報告）

第１８　部局長は、当該地方整備局所属の契約担当官等が前会計年度に締結した工事請負契約の状況を毎年５月３１日までに国土交通省大臣官房会計課長に報告しなければならない。

附　則

（適用）

１　この要領は、昭和４１年１２月２３日から適用する。ただし、第３第１項、第４第１項第２号、第５第１項から第３項まで、第６第１号、第７第１項第２号及び第１０の規定は、昭和４２年度以降に締結する工事請負契約に係る請負業者の選定に関する事務の処理について適用する。

（旧要領の廃止）

２　地方建設局等工事請負業者選定事務処理要領（昭和４１年３月７日制定。以下「旧要領」という。）は、廃止する。

（昭和４１年度の事務処理の経過措置）

３　国土地理院、土木研究所及び建築研究所における昭和４１年度に締結する工事請負契約に係る請負業者の選定に関する事務の処理（以下「昭和４１年度の事務処理」という。）については、なお従前の例による。

４　地方建設局における昭和４１年度の事務処理については、旧要領第３第１項、第４第１項第２号、第５第１項及び第２項、第７第１項第２号及び第１０の規定は、なおその効力を有する。

（承認及び承認申請の経過措置）

５　この要領の適用前に旧要領の規定によつてした承認及び承認申請は、この要領の規定によつてしたものとみなす。

（昭和４２年度の定期の一般競争資格審査の特例）

６　昭和４２年度の定期の一般競争資格審査に係る資格審査申請書の提出期限のうち審査基準日の直前の事業年度の決算期が１２月以外の月である申請者に係るものについては、第６第１号の規定にかかわらず、昭和４２年２月１０日とする。

７～９　〔略〕

（平成３１・３２年度の等級区分に係る残留措置）　平成３１年３月８日国地契第５４号

１０　等級区分を設けている工事種別において、第７第１項第二号の規定に基づき平成３１・３２年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成２９・３０年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

１１　前項の申請をした者については、平成３１・３２年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第３４条第６項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特５（ハ））により通知を行うものとする。

（新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例）　令和２年５月２９日国地契第９号

１２　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令

和元年１０月２９日から令和２年６月３０日までの間に終了するものについての令和３年１月３１日までの間における第２第一号ホの規定の適用については、同号ホ中「第６第一号の部局長が定める期間の末日の１年７月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日」とあるのは、「平成３０年１０月２９日」とする。

（新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例）　令和２年５月２９日国地契第９号

１３　申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和３７年法律第６６号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号）に基づく特例猶予をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けたため、第５第２項第八号に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。

（令和３・４年度の等級区分に係る残留措置）

１４　等級区分を設けている工事種別において、第７第１項第二号の規定に基づき令和３・４年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成３１・３２年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

１５　前項の申請をした者については、令和３・４年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第３４条第６項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特５（ハ））により通知を行うものとする。

（令和５・６年度の等級区分に係る残留措置）

１６　等級区分を設けている工事種別において、第７第１項第二号の規定に基づき令和５・６年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和５・６年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和３・４年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

１７　前項の申請をした者については、令和５・６年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第３４条第６項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特５（ハ））により通知を行うものとする。

（令和６年能登半島地震に係る一般競争参加資格審査の特例）

１８　令和６年能登半島地震に際し災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる

営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和５年１０月２９日から令和６年８月３０日までの間に終了するものについて、令和６年９月１日から令和７年３月３１日までの間における第２第一号ホの規定の適用については、同号ホ中「第６第一号の部局長が定める期間の末日の１年７月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日」とあるのは、「令和４年１０月２８日」とする。

（令和７・８年度の等級区分に係る残留措置）

１９　等級区分を設けている工事種別において、第７第１項第二号の規定に基づき令和７・８年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和５・６年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

２０　前項の申請をした者については、令和７・８年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第３４条第６項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特５（ハ））により通知を行うものとする。

附　則（平成３０年１０月１日国地契第２３号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を平成３１年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

附　則（平成３１年３月８日国地契第５４号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を平成３１年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

附　則（令和２年５月２９日国地契第９号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和２年５月２９日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

附　則（令和２年１０月１日国地契第１２号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和３年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

附　則（令和３年３月１０日国会公契第４３号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和３年４月１日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

附　則（令和３年３月２６日国会公契第５２号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和３年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

附　則（令和６年９月９日国会公契第７号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和６年９月１日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

附　則（令和６年１０月１日付け国会公契第８号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和７年４月１日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

附　則（令和６年１２月２０日付け国会公契第２０号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和７年４月１日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

ただし、地方整備局の所掌する工事の請負契約について、令和７年３月３１日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和７年４月１日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月７日付け国会公契第４７号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和７年４月１日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

ただし、地方整備局の所掌する工事の請負契約について、令和７年３月３１日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和７年４月１日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和８年６月２３日付け国会公契第５号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和８年７月１日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

附　則（令和８年９月１８日付け国会公契第１５号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和９年４月１日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

沿 革

1　昭和４２年１２月　５日一部改正
2　昭和４３年　７月１１日一部改正
3　昭和４４年　１月　１日一部改正
4　昭和４４年１２月１５日一部改正
5　昭和４５年１２月１０日一部改正
6　昭和４６年　３月１５日一部改正
7　昭和４７年１１月１６日一部改正
8　昭和４８年１１月２７日一部改正
9　昭和４９年　６月１７日一部改正
10　昭和５０年１１月２８日一部改正
11　昭和５１年　３月１５日一部改正
12　昭和５１年１２月　１日一部改正
13　昭和５３年１１月１０日一部改正
14　昭和５５年１０月１１日一部改正
15　昭和５６年　２月　２日一部改正
16　昭和５６年　３月３１日一部改正
17　昭和６１年１１月２８日一部改正
18　昭和６３年１２月　２日一部改正
19　平成　２年１２月　１日一部改正
20　平成　３年　２月２８日一部改正
21　平成　４年１２月　１日一部改正
22　平成　６年　６月２１日一部改正
23　平成　６年　６月２３日一部改正
24　平成　６年１１月１４日一部改正
25　平成　７年　３月２２日一部改正
26　平成　７年１１月　１日一部改正
27　平成　８年　１月　１日一部改正
28　平成　８年　３月２６日一部改正
29　平成　８年１２月　２日一部改正
30　平成　９年　３月３１日一部改正
31　平成１０年　９月２５日一部改正
32　平成１０年１１月３０日一部改正
33　平成１３年　３月３０日一部改正
34　平成１５年　３月３１日一部改正
35　平成１６年　３月　１日一部改正
36　平成１７年　３月２２日一部改正
37　平成１９年　３月２９日一部改正
38　平成２１年　３月１９日一部改正
39　平成２３年　３月３１日一部改正
40　平成２５年　３月２５日一部改正
41　平成２６年　５月１６日一部改正
42　平成２７年　３月３１日一部改正
43　平成２８年　５月３１日一部改正
44　平成２８年１１月２４日一部改正
45　平成２９年　３月　８日一部改正
46　平成３０年１０月　１日一部改正
47　平成３１年　３月　８日一部改正
48　令和　２年　５月２９日一部改正
49　令和　２年１０月　１日一部改正
50　令和　３年　３月１０日一部改正
51　令和　３年　３月２６日一部改正
52　令和　３年　７月　１日一部改正
53　令和　４年　３月　１日一部改正
54　令和　４年１０月　３日一部改正
55　令和　５年　３月　９日一部改正
56　令和　６年　９月　９日一部改正
57　令和　６年１０月　１日一部改正
58　令和　６年１２月２０日一部改正
59　令和　７年　３月　７日一部改正
60　令和　８年　６月２３日一部改正
61　令和　８年　９月１８日一部改正

別表

申請者の本社（本店）の所在地	受付担当部局
北海道並びに青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島の各県	東北地方整備局
東京都並びに茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川及び山梨の各県	関東地方整備局
新潟、富山、石川及び長野（長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。）の各県	北陸地方整備局
岐阜、静岡、愛知、三重及び長野（岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曽、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。）の各県	中部地方整備局
京都及び大阪の各府並びに福井、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各県	近畿地方整備局
鳥取、島根、岡山、広島及び山口の各県	中国地方整備局
徳島、香川、愛媛及び高知の各県	四国地方整備局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄の各県	九州地方整備局

様式１

01	1：新規 2：更新	※02 受付番号		※ 03 業者コード		※ 申請者 05 の規模		06 適格組合証明	平成・令和　年　月　日 第　　号
				04 建設業許可番号					

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

令和　　年度において、貴 地方整備局　で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

殿

07 本社（店）郵便番号　　―

08 法人番号

フリガナ
09 本社（店）住所

フリガナ
10 商号又は名称

11 役職

フリガナ
代表者氏名

フリガナ
12 担当者氏名

13 本社（店）電話番号

14 担当者電話番号
（内線番号　　）

15 本社（店）FAX番号

16 電子入札用ICカードの登録番号

17 メールアドレス

（18 代理申請時使用欄）
18 申請代理人
申請代理人郵便番号
申請代理人住　所　　申請代理人電話番号
申請代理人氏　名

19 外資状況

1 外国籍会社 ［国名：　　］	2 日本国籍会社 ［国名：　　］ （外資比率：100％）	3 日本国籍会社 ［国名：　　］ （外資比率：　％）	［国名：　　］ （外資比率：　％）

20 営業年数　　年

21 総職員数（人）

22 設立年月日（和暦）
明治 大正 昭和 平成 令和　　年　　月　　日

23 みなし大企業
□ 下記のいずれかに該当する　□ 該当しない
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと（以下同じ）。

※受付番号　　※業者コード

24	① 競争参加資格希望工種区分		② 年間平均完成工事高（千円）	③ 申請を希望する部局										
				01 東北	02 関東	03 北陸	04 中部	05 近畿	06 中国	07 四国	08 九州	09 国土技術政策総合研究所	10 本省官庁営繕部	合計
完成工事高	01	一般土木工事												
	02	アスファルト舗装工事											／	
	03	鋼橋上部工事											／	
	04	造園工事												
	05	建築工事												
	06	木造建築工事											／	
	07	電気設備工事												
	08	暖冷房衛生設備工事												
	09	セメント・コンクリート舗装工事											／	
	10	プレストレスト・コンクリート工事											／	
	11	法面処理工事											／	
	12	塗装工事												
	13	維持修繕工事											／	
	14	河川しゅんせつ工事											／	
	15	グラウト工事											／	
	16	杭打工事												
	17	さく井工事											／	
	18	プレハブ建築工事											／	
	19	機械設備工事												
	20	通信設備工事												
	21	受変電設備工事												
	22	橋梁補修工事											／	
		その他		／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		合計												

（注） 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

様式２

※受付番号		※業者コード	

工　事　分　割　内　訳　表

（単位：千円）

競争参加資格希望工種区分 ＼ 建設業法上の建設工事	一般土木	アスファルト舗装	鋼橋上部	造園	建築	木造建築	電気設備	機冷房衛生	セメント・コンクリート舗装	プレストレスト・コンクリート	法面処理	塗装	維持修繕	河川しゅんせつ	グラウト	杭打	さく井	プレハブ建築	機械設備	通信設備	受変電設備	橋梁補修	その他	※合　計
01　土木一式																								
02　建築一式																								
03　大工																								
04　左官																								
05　とび・土工・コンクリート																								
06　石																								
07　屋根																								
08　電気																								
09　管																								
10　タイル・れんが・ブロック																								
11　鋼構造物																								
12　鉄筋																								
13　舗装																								
14　しゅんせつ																								
15　板金																								
16　ガラス																								
17　塗装																								
18　防水																								
19　内装仕上																								
20　機械器具設置																								
21　熱絶縁																								
22　電気通信																								
23　造園																								
24　さく井																								
25　建具																								
26　水道施設																								
27　消防施設																								
28　清掃施設																								
29　解体																								
その他																								
合　計																								

記載要領

1　本表は、総合評定値通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当省の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割しては合算して申請する場合に作成すること。

2　「建設業法上の建設工事」の種別には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工種区分」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工種区分」を記載すること。

3　「※合計」の欄に記載する数値は、経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一であること。

4　経営事項審査において計上されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請する場合は、「その他」の「維持修繕」の欄に記載すること。
なお、この欄に記載する場合は、実績が確認できる書類(契約書等の写し)を添付すること。

様式３

※受付番号		※建設業許可番号	

業　態　調　書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」共通）

該当の有無について　有 □　無 □

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの。)・所属する組合

1　建設業許可番号　　－　　本店電話番号(代表)　　組合を記載した場合　親会社等 □　所属する組合 □

更生会社・再生手続中の会社 □　商号又は名称

本店住所

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの。)・所属する組合

2　建設業許可番号　　－　　本店電話番号(代表)　　組合を記載した場合　親会社等 □　所属する組合 □

更生会社・再生手続中の会社 □　商号又は名称

本店住所

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社)

	建設業許可番号	商号又は名称(40文字以内)		建設業許可番号	商号又は名称(40文字以内)
1	－		11	－	
2	－		12	－	
3	－		13	－	
4	－		14	－	
5	－		15	－	
6	－		16	－	
7	－		17	－	
8	－		18	－	
9	－		19	－	
10	－		20	－	

役員の兼任に関する事項

	役職名	氏名	兼任先の建設業許可番号	兼任先の商号又は名称(40文字以内)	兼任先での役職
1			－		
2			－		
3			－		
4			－		
5			－		
6			－		
7			－		
8			－		
9			－		
10			－		

【記載要領】

1. 本調書は、申請日現在で作成すること。
2. 親会社等・所属する組合が建設業許可を受けていない場合には、建設業許可番号欄に「なし」と記載すること。
3. 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にレ点を記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にレ点を記入すること。
4. 役職名には、「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」、又は「その他」のいずれかを記載する。
「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する工事においては役員に該当しないが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とする。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記の通り。
取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役
取締役ハ：社外取締役
取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役

※受付番号	

※業者コード	

業　　態　　調　　書　（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その1）

有資格技術職員内訳

	検定種目	級別・種別・資格区分コード		人数
施工管理技士	建設機械施工管理技士	一級		111
		二級		212
	土木施工管理技士	一級		113
		二級	土木	214
			鋼構造物塗装	215
			薬液注入	216
	建築施工管理技士	一級		120
		二級	建築	221
			躯体	222
			仕上げ	223
	電気工事施工管理技士	一級		127
		二級		228
	管工事施工管理技士	一級		129
		二級		230
	電気通信工事施工管理技士	一級		131
		二級		232
	造園施工管理技士	一級		133
		二級		234

	技術部門	選択科目・資格区分コード		人数
技術士	建設	「鋼構造及びコンクリート」	142	
		その他	141	
	農業	「農業農村工学」	143	
	電気電子部門	—	144	
	機械	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	146	
		その他	145	
	上下水道	「上水道及び工業用水道」	148	
		その他	147	
	森林	「林業・林産」	150	
		「森林土木」	151	
	衛生工学	「水質管理」	153	
		「廃棄物・資源循環」	154	
		その他	152	
建築士等	建築士	一級建築士	137	
		二級建築士	238	
		木造建築士	239	
	建築設備士	—	62	

技術士	技術部門	選択科目・資格区分コード	人数
	総合技術監理部門	「鋼構造及びコンクリート」	42
		建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造及びコンクリート以外のもの」	41
		「農業農村工学」	43
		電気電子部門に係る選択科目	44
		「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	46
		機械部門に係る選択科目のうち「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの	45
		「上水道及び工業用水道」	48
		上下水道部門に係る選択科目のうち「上水道及び工業用水道」以外のもの	47
		「林業・林産」	50
		「森林土木」	51
		「水質管理」	53
		「廃棄物・資源循環」	54
		衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの	52

施工管理技士・技術士・建築士等の合計	
実　人　数	

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数	
登録基幹技能者講習修了証の　所持者数	

記載要領

※「有資格技術者職員内訳」の人数欄については、申請時点で在籍している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。

※ また、「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」については、同技術者名簿（別紙二）の「資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記入すること。

※令和4年1月16日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。

※「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄については、建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を記入すること。

※受付番号	

※業者コード	

業　　態　　調　　書　（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その2）

設備工事比率（％）		
	電気設備工事における屋内の工事の比率	
	暖冷房衛生設備工事における暖冷房設備工事の比率	

部局＼工事種別	一般土木								電気設備		プレストレスト・コンクリート		法面処理		塗装				維持修繕					杭打		機械設備							通信設備				受変電設備		
希望順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	1位	2位	1位	2位	1位	2位	1位	2位	3位	4位	1位	2位	3位	4位	5位	1位	2位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	1位	2位	3位	4位	1位	2位	3位
東北																																							
関東																																							
北陸																																							
中部																																							
近畿																																							
中国																																							
四国																																							
九州																																							

工事種別	コード	希望する工事の内容
一般土木	A	河川・海岸
	B	道路
	C	構造物
	D	砂防・地すべり防止
	E	トンネル
	F	ダム
	G	軟弱地盤
	H	都市土木
電気設備	A	建設電気設備
	B	建築電気設備
プレストレスト・コンクリート	A	プレテンション
	B	ポストテンション
法面処理	A	アンカー工
	B	その他
塗装	A	建物塗装
	B	橋梁塗装・水門扉塗装
	C	区画線
	D	その他

工事種別	コード	希望する工事の内容
維持修繕	A	舗装維持
	B	舗装以外の道路維持
	C	河川維持
	D	道路清掃作業
	E	その他の補修
杭打	A	既製杭
	B	場所打ちコンクリート杭
機械設備	A	水門設備
	B	ポンプ設備
	C	換気設備
	D	ダム施工機械設備
	E	昇降機設備
	F	消・融雪設備
	G	その他
通信設備	A	監視制御・情報通信設備
	B	防災・情報表示設備
	C	有線通信線路
	D	鉄塔・反射板
受変電設備	A	受変電設備
	B	発電設備
	C	**その他の電源設備**

記載要領

1　「希望する工事の内容」については、希望する工事の内容に対応するコードを**希望する順位の順番に記載すること。**
様式①－2において希望した工事種別のみ記入すること。

2　**申請後の希望順位の変更、追加、削除はできません。**

※受付番号		※建設業許可番号	

業 態 調 書 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」 共 通)

国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係があるとされた営利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について平成17年10月1日以降、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っているところです。
ついては、資格審査申請書類の一部として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調書をご提出下さい。

該当の有無について　　有 □　無 □

国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

	平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名	平成17年10月1日以降における役職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)	国土交通省における退職日	国土交通省における退職時の官職
1			平成・令和　年　月　日	平成・令和　年　月　日	
2			平成・令和　年　月　日	平成・令和　年　月　日	
3			平成・令和　年　月　日	平成・令和　年　月　日	
4			平成・令和　年　月　日	平成・令和　年　月　日	
5			平成・令和　年　月　日	平成・令和　年　月　日	

【記載要領】
1. 本調書は、申請日現在で作成すること。
2. 社内異動及び新規採用は問わず、平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者を対象とする。(平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている者は対象としない。)
3.「国土交通省における退職時の官職」欄はできるだけ詳しく記入する。ただし、「国土交通省」は記入しない。(例:○○地方整備局○○河川国道事務所○○課長)
4.「国土交通省における退職時の官職」及び「国土交通省における退職日」は把握している範囲において記入すること。

様式４

※受付番号		※業者コード	

営　業　所　一　覧　表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号(上段) FAX番号(下段)	建設業許可業種(上段) 営業区域(下段)
					土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

様式５

【個人用】

所得税及び復興特別所得税の確定申告について

私は、直近の確定申告期限（原則として3月15日）に係る年分の所得税及び復興特別所得税について、事業の開業前であったこと等により納付するべき額がないなど、申告義務がない場合に該当するため、当該年分に係る確定申告書を所轄税務署に提出しておりません。

年　　月　　日

所在地

氏 名

様式６

【法人用】

法人税の申告に関する申出書

当社は、下記の事由に該当することから、直前事業年度（※）分の法人税については、当該申告に係る確定申告書を所轄税務署に提出しておりません。

（※） 直前事業年度とは、申請日直前1年以内に申告期限が到来した事業年度をいいます。

記

☐ 申請日直前1年以内に申告期限が到来した事業年度がない（新設法人等）

☐ 収益事業（※）を行っていない公益法人等又は人格のない社団等

☐ 外国法人で、国内源泉所得を有していない又は法人課税信託の引受けを行っていない

（※） 収益事業とは、法人税法第2条第13号及び法人税施行令第5条で定める34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。）をいいます。

年　　月　　日

所在地

法人名

様式７

一般競争（　指名競争　）参加資格審査申請書変更届　（　建設工事　）

令和　　年　　月　　日

殿

登　録　部　局　名
登　録　工　事　種　別　名
資　格　認　定　通　知　書　の　認　定　年　月　日　・　業　者　コ　ー　ド　　令和　　年　　月　　日
住　　所　　〒
商　号　又　は　名　称
代　表　者　氏　名
担　当　者　氏　名
担　当　者　電　話　番　号

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変　更　事　項	変　　更　　前	変　　更　　後	変 更 年 月 日

2. 変更事項にかかる添付書類名

記載要領
1　本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
2　契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。
3　「本店住所」、「商号又は名称」、「本店代表者の氏名」を変更する場合には、フリガナを付すること。

別表

商号又は名称:

登録部局名	登録工事種別	認定年月日	業者コード

様式　特２

業者コード 受付番号 建設業許可番号 本店所在県	順位 企業規模 残留措置	法人番号	商号又は名称 役職名 代表者名	本店所在地号 電話番号 FAX番号 電子入札ICカード登録番号	総合 経営事項評価 技術評価 自地整 実績 増減率	資本金 総職員数 建設業総職員数 営業年数	年間平均完成工事高 自己資本額 前々年経常利益率 前年経常利益率 資格者証所持者数	暖冷房 又は 屋内比率 (%)	許可業種 工事の種類 大臣知事 特定・①　③ 一般・②　④	備考 希望工事	備考 技術員

様式　特５（イ）

一般競争（指名競争）参加資格認定通知書

郵便番号
住　　所

商号又は名称
殿

業者コード　　受付番号

令和　年　月　日

部局長

さきに審査申請のあった標記の資格について、右記のとおり資格があると認定（港湾空港関係を除きます。）しましたので、通知します。

なお、この通知書受領後に一般競争（指名競争）参加資格申請書（工事）の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

記

工事種別	等級区分	経営事項評価点数	技術評価点数	総合点数	工事種別	等級区分	経営事項評価点数	技術評価点数	総合点数

※情報公開法に基づく開示請求があったときは、提出された申請書類（変更届を含む）は開示の対象となります。（法人、団体及び個人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。）

有効期間　　令和　年　月　日　から
令和　年　月　日　まで

様式　特５（ロ）

一般競争参加資格認定通知書

表　（縦14.8センチメートル　横　10センチメートル）　　裏

郵 便 はが き

□□□－□□□□

住　所

商号又は名称

代表者　　殿

年　月　日

住　所

部局長名　　印

受付番号

一般競争参加資格認定通知書

さきに審査申請のあった標記の資格について、次の工事種別については資格がないと認定したので、通知します。

工　事　種　別	工　事　種　別
工事	工事
工事	工事
工事	工事
工事	工事
工事	工事

様式　特５（ハ）

一般競争（指名競争）参加資格認定通知書

郵便番号

住　所

商号又は名称

殿

業者コード　　受付番号

令和　年　月　日

部局長

さきに審査申請のあった標記の資格について、右記のとおり資格があると認定（港湾空港関係を除きます。）しましたので、通知します。

なお、この通知書受領後に一般競争（指名競争）参加資格申請書（工事）の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

記

工事種別	等級区分	経営事項評価点数	技術評価点数	総合点数	残留措置	工事種別	等級区分	経営事項評価点数	技術評価点数	総合点数	残留措置

※情報公開法に基づく開示請求があったときは、提出された申請書類（変更届を含む）は開示の対象となります。（法人、団体及び個人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。）

有効期間　　令和　年　月　日　から

令和　年　月　日　まで

様式　特６

一般競争(指名競争)参加資格認定取消通知書

郵便番号

住　　所

商号又は名称

殿

業者コード　　受付番号

令和　　年　　月　　日

部 局 長

記

工 事 種 別	等級区分

先に令和　　年　　月　　日付けをもって一般競争(指名競争)参加資格がある旨通知したが、上記の資格については、その認定を取り消したので、通知します。

様式　特７

（用紙Ａ４）

番　　号
年　月　日

国土交通大臣　殿

契約担当官等名
官　　職　　氏　　名　　印

上　位　業　者　指　名　承　認　申　請　書

工　事　種　別			工　事
工　　事　　名			
予定価格の属する等級		契約予定年月	年　　月
		予　定　工　期	日間

上記工事は、下記１の理由により特別の技術を要するものであると認め、下記２のとおり指名したいので、承認を受けたく、申請する。

記

１　特別の技術を要する理由

２　指名しようとする有資格業者の等級及び数

等　級	A	B	C	D	E	計
数	人	人	人	人	人	人